

【電気工事業の業務の適正化に関する法律】

令和5年度

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①登録電気工事業者登録（第3条）	2	0	2	0	7	2	3	4	1	1	3	3	28
②電気工事業開始届出（第34条）	0	1	0	0	2	2	1	5	0	2	0	4	17
計	2	1	2	0	9	4	4	9	1	3	3	7	45

令和6年度

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①登録電気工事業者登録（第3条）	3	2	4	1	1	3	0	4	2	1	4	0	25
②電気工事業開始届出（第34条）	0	2	0	2	0	0	3	2	0	1	0	1	11
計	3	4	4	3	1	3	3	6	2	2	4	1	36